

令和元年度米子市除雪計画

米子市都市整備部道路整備課

目次

	ページ数
1 はじめに	1
2 目的	1
3 除雪基本方針	1
4 豪雪時の体制	2
5 国・県との連携	3～4
6 除雪実施計画	5～11
7 凍結防止剤散布配布計画	12～13
8 除雪機械配備計画	14
9 除雪資機材等の購入補助	15
10 住民協力を得るための広報活動	16

1. はじめに

平成 22 年 12 月 31 日から平成 23 年 1 月 1 日にかけて米子地区に 1 日で 79cm の積雪を記録し、観測開始以降最大の 89cm を記録した。

本市の国道、県道及び市道を含めた各所で通行止めや交通渋滞が発生したことにより、市内の公共交通機関も麻痺し、路線バスは最大 6 日間も運休するなど、市民生活に大きな影響を及ぼしたところである。

また、平成 29 年 1 月 22 日から平成 29 年 1 月 24 日にかけて 48cm、同年 2 月 12 日には 40cm を超える積雪を記録した。

これらの教訓を生かし、国・県との連携及び、除雪出動基準の細分化を盛り込んだ令和元年度米子市除雪計画を策定する。

2. 目的

積雪下における道路交通の確保について、国・県及び住民との協働のもと除雪作業を実施することにより、市民生活の安全安心と経済活動の確保に寄与することを目的とする。

3. 除雪基本方針

除雪は市民協働のもと、国・県との連携を図り、効率的かつ的確な除雪を実施する。

4. 豪雪時の体制

(1) 豪雪対策本部の設置

米子市地域防災計画の豪雪に係る対策本部基準により、下記のいずれかに該当し、本部長（市長）が必要であると認めた場合に米子市災害（豪雪）対策本部を設置する。

- ① 鳥取気象台の気象状況により米子市域に大雪又は暴風雪警報が発令され、大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を必要とするとき。
- ② 地吹雪或いは降雪により本市が規定する市道除雪計画に基づく除雪について2日以上を要する場合。
- ③ 広域的に住民の救助を要する場合。

(2) 職員の配備及び動員について

豪雪時の職員の配備及び動員については、米子市地域防災計画に示す配備及び動員計画に基づき行うものとする。

ただし、休日、夜間等において、短時間に警戒積雪深に相当する積雪があり、通常の配備及び動員体制を敷くことが困難な場合には、応急体制として、各公民館等を拠点とする職員の居住地区別の動員体制により行動するものとする。

5. 国・県との連携

(1) 除雪路線の連携

平成 23 年度より県と道路の除雪業務の相互委託に関する契約を締結しており、令和元年度についても管理区分を超えた、より効率的な除雪を行う。

- ① 除雪時に一連の流れで除雪が行える路線において、県道・市道の除雪路線のやり取りを行う。

- ・市が県の路線を除雪する箇所

- 県道両三柳後藤駅停車場線（後藤駅前）
- 県道米子環状線（米子市陰田町）
- 県道赤松淀江線（米子市淀江町西原）歩道
- 県道淀江琴浦線（米子市淀江町福岡）歩道
- 県道淀江停車場線（米子市淀江町淀江）
- 県道弓ヶ浜停車場線（米子市夜見町）

- ・県が市の路線を除雪する箇所

- 市道大山街道線（蚊屋から熊党国道 9 号まで）
- 市道青木団地別所線（米子市別所）
- 市道青木団中央線（米子市青木）
- 市道旗ヶ崎団地 1 号線（米子市旗ヶ崎）
- 市道旗ヶ崎団地 2 号線（米子市旗ヶ崎）
- 市道上福原皆生 2 号線（米子市上福原 3 丁目ほか）

- ② 県が大型除雪車を使用して実施する除雪において、一連の流れで除雪が行える市道を県が行う。

- ・県が一連の作業で除雪を行う市道

- 市道福生南 1 号線（県道皆生車尾線から県道皆生西原線まで）
- 市道安倍三柳線（米子市内浜処理場から米川まで）
- 市道旧国道吉谷古市線（全線）

(2) 情報の共有化

関係職員の派遣等、情報が共有化できる体制を整える。

(3) 災害時の協定

国と災害時における情報交換に関する協定を締結しており、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、国から現地連絡員を災害対策本部へ派遣する等相互に協力して必要

な体制を整える。

鳥取県及び鳥取県内の市町村で、災害を受けた市町村独自での十分な応急措置ができない場合に、応援要請をする災害時の相互応援に関する協定を締結している。

6. 除雪実施計画

(1) 除雪方法

あらかじめ決められた除雪対象路線を、配備された除雪機械（グレーダー、除雪トラック、タイヤショベル等）によって行う。

(2) 除雪計画路線

路線の性格を勘案して区分を下記のとおりとする。

区分	区分内容
緊急路線	国道・県道から総合病院及び自動車専用道(山陰道)へ通じるアクセス道路であり、除雪の優先順位を1番目とするもの。
重要路線	バス路線及び、国道・県道から公共施設へ通じる道路であり、除雪の優先順位を緊急路線に次ぐ2番目とするもの。
主要路線	市内交通の主要な路線であり、除雪の優先順位を緊急路線・重要路線に次ぐ3番目とするもの。
地域の幹線道路	地域の生活道路のうち、基幹となる道路であり、上記3路線に影響のない範囲で除雪を行うもの。
歩道	通学路等比較的通行のある歩道

(3) 除雪出動基準

原則として下記のとおりとする。ただし、特別の事由等により、本部長が特に認めた場合も出動するものとする。

区分	出動基準
緊急路線	積雪深が10cmを超えることが予想される場合出動する。
重要路線	積雪深が10cmを超え、さらに降雪が予想される場合出動する。
主要路線	積雪深が15cmを超え、さらに降雪が予想される場合出動する。
地域の幹線道路	積雪深が概ね40cmを超えた場合に、上記3路線の除雪作業に影響のない範囲で出動する。
歩道	積雪深が15cmを超えており、降雪状況・天候がほぼ安定したときに出動する。

(4) 除雪作業内容

作業内容は、原則として下記のとおりとする。ただし、道路幅員が狭い等の理由で、除雪した雪の置き場が無く、除雪効果の期待ができない場合があります。

区分	区分内容
新設除雪	新雪等比較的やわらかな積雪の場合は、車道部における積雪を除去し、5cm以上路面に残らないようにする。
路面整正	轍(車の通ったあとに残る車輪の跡)などの除去を可能な限りおこない、路面の平坦性を確保する。
歩道除雪	除雪幅を90cmとし、長靴・防寒靴での歩行が可能な状況を確保する。

(5) 除雪期間

令和元年 12 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

(6) 除雪時間

作業効率や一般車両等への影響を考慮し、主に深夜から作業を行う。ただし、降雪状況により、時間の延長及び日中の作業をする場合がある。

(7) 雪仮置き場の確保

豪雪時において本部長が必要と認めた場合に雪仮置き場を設置する。その箇所は下記のとおりとする。

① ダンプトラック等により搬入ができる雪仮置き場

番号	指定場所	番号	指定場所	番号	指定場所
A	米子市下水道内浜処理場敷地内	B	石州府654-1	C	淀江町佐陀1456-1
D	淀江町淀江681-2	E	淀江町佐陀782-4		

② 小規模の雪置き場（地域の緑地等地域住民により搬入できる場所）

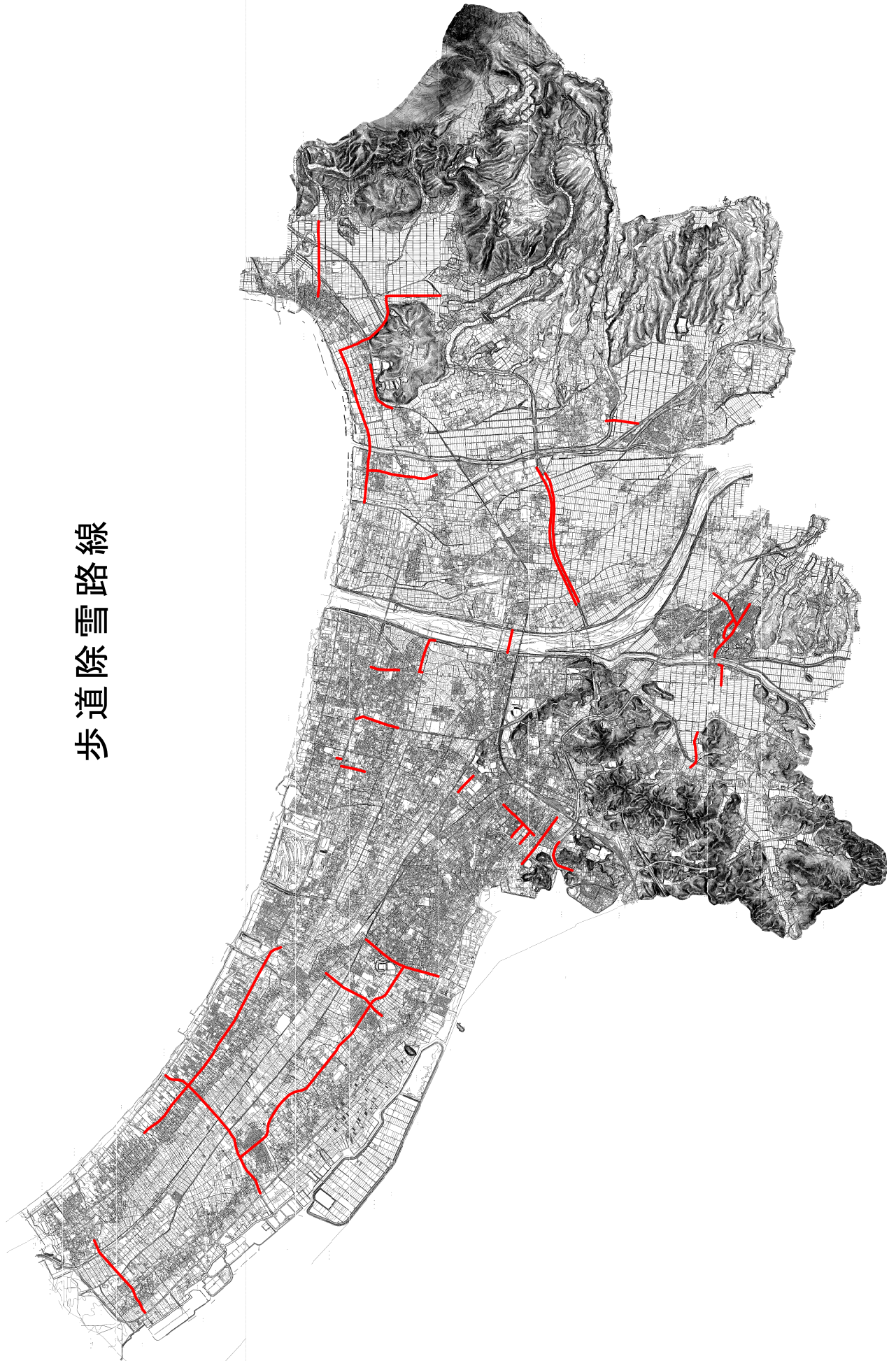
番号	所 在 地	面積(㎡)	番号	所 在 地	面積(㎡)
1	両三柳4579-82ほか1	1,580	43	石井402-5ほか1	531
2	陽田町16-6	32	44	富益町4413-17ほか1	299
3	中島二丁目554	280	45	河岡316-39	373
4	大篠津町4728	2,207	46	西福原九丁目1875	111
5	大篠津町4605ほか2	1,982	47	大篠津町112-9	200
6	大篠津町4801	134	48	三本松二丁目1200-3	143
7	大篠津町4804	1,566	49	三本松二丁目1214-10ほか1	116
8	大篠津町4805	254	50	夜見町3075-27	220
9	大篠津町4816	316	51	橋本561-5ほか1	217
10	大篠津町4841	1,164	52	新開二丁目1369-15ほか2	231
11	大篠津町4931ほか2	367	53	尾高869-11ほか1	353
12	大篠津町4946	78	54	旗ヶ崎九丁目1090-16	134
13	皆生温泉二丁目2417	241	55	永江856ほか8	15,934
14	皆生新田一丁目101-4	204	56	旗ヶ崎九丁目1091-21	109
15	皆生新田一丁目172	194	57	和田町60-20	104
16	皆生新田三丁目351	1,876	58	新開四丁目1542-17	127
17	皆生新田二丁目185	1,001	59	旗ヶ崎七丁目251-2	187
18	三本松四丁目4951	615	60	彦名町968-16	150
19	新開二丁目1537	280	61	尾高112-10ほか3	529
20	蚊屋200-32	155	62	勝田町135-22	192
21	長砂町8-12	242	63	河岡360-10ほか1	214
22	西福原六丁目827-47ほか1	124	64	美吉191-10	165
23	夜見町3072-41	194	65	上福原744-18ほか3	96
24	宗像53-92ほか1	97	66	富益町58-7	411
25	吉岡65-26	221	67	中島二丁目555-2	26
26	吉岡65-21	134	69	吉岡97-3ほか1	157
27	上後藤三丁目1309-15	133	70	吉岡72-29	331
28	新開五丁目1660-21	141	71	吉岡47-1ほか1	867
29	尾高781-19	1,060	72	河岡355-12	128
30	新開三丁目1481-105ほか3	138	73	河岡500-39	537
31	夜見町3061-4	388	74	夜見町1924-6	125
32	米原九丁目780-40	275	75	夜見町3076-53	301
33	和田町3068-37ほか1	268	76	車尾四丁目1742ほか1	1,377
34	旗ヶ崎四丁目849-6	136	77	福市1900-1	165
35	富益町59-28	282	78	皆生六丁目1685-21	98
36	中島一丁目23-21ほか2	232	79	日原663-6	715
37	夜見町3070-29	445	80	宗像485-4	1,544
38	上福原三丁目1467-11	140	81	旗ヶ崎四丁目843-20	107
39	上後藤四丁目188-2ほか2	173	82	熊党401	662
40	夜見町2952-12	186	83	熊党458	1,003
41	東福原八丁目1156-20	120	84	河岡400-42	438
42	福市1984	377	85	上福原738-7	142

番号	所 在 地	面積(㎡)	番号	所 在 地	面積(㎡)
86	福市1840-1	908	128	八幡196-1地先	621
87	上福原三丁目1502-5ほか1	192	129	石井字要害1060	1,103
88	河崎3070-9	453	131	彦名町41-11ほか1	127
89	河崎3070-8	341	132	夜見町3086-23	283
90	河崎281-4ほか1	998	133	淀江町佐陀719-21	140
91	富益町39-50	496	134	富益町5-61	225
92	河岡256-59ほか	1,872	135	富益町73-13	318
93	河岡291-56	572	136	富益町5-141	257
94	河岡38-25	164	137	新開五丁目1617-29ほか1	306
95	久米町102-2のうち	49	138	淀江町佐陀1301-34	251
96	加茂町二丁目229	94	139	大谷町13-13	259
97	大崎3403-7ほか6	10,601	140	陽田町20-9ほか2	155
98	大崎3403-4ほか3	7,607	141	上福原二丁目1110	219
99	富益町1-29	245	142	末広町312	279
100	尾高599-12ほか2	454	143	道笑町二丁目253	541
101	尾高604-12ほか1	85	144	大工町104	999
102	目久美町90-15	300	145	東町453	1,429
103	目久美町90-19	58	146	上福原806-16ほか1	475
104	青木1210-4	526	147	上福原659-132	60
105	錦海町三丁目68-1	1,000	153	上後藤三丁目1309-12	45
106	二本木260-15	205	154	夜見町3030-5ほか1	146
107	東福原八丁目918-7	171	155	富益町63-29	341
108	米原二丁目1236-8	129	156	富益町60-18	131
109	西福原六丁目803-9	115	157	富益町65-9	280
110	旗ヶ崎七丁目144-6	290	158	西福原八丁目1232-22	118
111	夜見町2993-35	187	159	旗ヶ崎三丁目166-19	106
112	蚊屋766ほか5	879	160	淀江町佐陀35-8	186
113	河崎3420	1,180	161	上後藤四丁目176-8ほか2	292
114	両三柳5419-1	1,854	162	淀江町西原1029-72	144
115	両三柳5473	2,828	163	博労町四丁目309-9	268
116	新開四丁目1902	1,499	164	夜見町3069-36ほか1	191
117	観音寺新町一丁目25	1,922	165	長砂町465-7	148
118	観音寺新町二丁目133	4,630	166	長砂町125-10	107
119	観音寺新町三丁目57	1,786	167	新開二丁目1466-18	104
120	観音寺新町四丁目9	1,598	168	両三柳21-5	99
121	観音寺新町四丁目48	1,258	169	富益町60-50	142
122	錦海町三丁目9-2ほか2	789	170	富益町4-78	442
123	陰田町579-72	686	171	富益町66-42	149
124	上福原四丁目1576-5	174	172	車尾六丁目184-6	116
125	東福原七丁目1095-34	215	173	富益町78-24	143
126	蚊屋211-26	644	174	長砂町118-7	142
127	東八幡36-3地先	307	175	淀江町佐陀1949-9	98

車道除雪路線



歩道除雪路線



7. 凍結防止剤散布・配布計画

(1) 凍結防止剤散布・配布期間

令和元年 12 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

(2) 凍結防止剤散布時間

作業効率や一般車両等への影響を考慮し、主に深夜から作業を行う。
ただし、現場状況により、時間の延長及び日中の作業をする場合がある。

(3) 凍結防止剤散布基準

橋梁・急な坂路等指定の箇所について、気温が 0 度以下になる恐れがあるときに路面状況を勘案し、凍結防止剤散布車により散布を行う。
(気象庁発表の「米子」の気温による。)

(4) 凍結防止剤配布基準

橋梁・急な坂路等を中心に指定の位置に配布する。
凍結防止剤は地元で散布できるよう目の届く箇所に配布する。

凍結防止剤散布・配布作業場所表（令和元年度）

番 号	位 置	配布数量（袋）	配 布 先	散 布	備 考
1	浜 橋	4	現 地	す る	
2	国道9号歩道橋	4	現 地	しない	
3	工 業 橋	4	現 地	す る	
4	米橋 米川中島皆生線(坂)	6	現 地	す る	
5	道笑町地下道	10	現 地	しない	
6	道笑町長谷川木工所前	4	現 地	す る	
7	大谷町地下道	10	現 地	す る	
8	大工町(新加茂川取合)	4	現 地	す る	
9	灘 町 橋	4	現 地	す る	
10	京 橋	4	現 地	す る	
11	中 棚 橋	2	現 地	す る	
12	天 神 橋	4	現 地	す る	
13	瑜 伽 堂 橋	4	現 地	す る	
14	口陰田県境線	4	現 地	す る	
15	道笑町2号線	4	現 地	す る	
16	旧 日 野 橋	10	現 地	す る	
17	日野川右岸堤国道9号交差点	4	現 地	す る	
18	下 郷 新 橋	4	現 地	す る	
19	下泉(カーブ地点)	15	現 地	す る	
20	ファミールみよし前	4	現 地	しない	
21	河 岡 橋	3	現 地	す る	
22	福 留 橋	4	現 地	す る	
23	森 橋	4	現 地	す る	
24	福 尾 橋	4	現 地	す る	
25	日 下 橋	10	現 地	す る	
26	日野川(坂)十日市	4	現 地	す る	
27	東山中学校	4	中学校	しない	
28	旗ヶ崎食品団地歩道橋	4	現 地	しない	
29	福市安養寺線	4	現 地	しない	
30	成 実 地 区	6	公民館	しない	
31	水鳥公園管理事務所	10	事務所	しない	
32	富士見町（JR境線）	5	現 地	しない	カーブミラー付近
33	おおさこ橋	4	現 地	す る	
34	橋本地区(坂)	3	現 地	しない	
35	城園ハイツ	6	現 地	しない	
36	第2青木橋(坂)	6	現 地	しない	
37	日野川(坂)高島	6	現 地	しない	
38	日野川(坂)八幡橋	6	現 地	しない	
39	日野川(坂)水浜	6	現 地	しない	
40	側道(坂)	10	現 地	す る	
41	側道(坂)	10	現 地	す る	
42	オーシャンヒルズ入口	5	現 地	しない	
43	大 崎 橋	4	現 地	す る	J R A
44	崎津団地2号線	4	現 地	す る	J R A
45	今津橋	3	現 地	しない	
46	新宇田川橋	4	現 地	す る	
47	天井川橋	4	現 地	す る	
48	新佐陀橋	4	現 地	す る	
49	佐陀橋	4	現 地	す る	
50	木の夷橋	10	現 地	す る	
51	榎原グリーンハイツ	20	現 地	しない	
52	吉谷団地	4	現 地	しない	
53	県道米子広瀬線交差点	3	現 地	しない	
54	猿土手橋	3	現 地	しない	
55	池の内橋	3	現 地	しない	
56	口長砂橋	3	現 地	しない	
57	目久美2号橋	3	現 地	しない	
58	足尾橋	3	現 地	しない	
59	目久美3号橋	3	現 地	しない	
60	道笑町1号橋	3	現 地	しない	
61	県道岩屋谷米子線交差点	3	現 地	しない	
62	バスターミナル	10	現 地	しない	
63	水道山	3	現 地	しない	
64	水貫橋	4	現 地	しない	
65	公園前橋	5	現 地	しない	
66	五千石団地4号線	5	現 地	しない	
67	兼久四ツ塚線	5	現 地	しない	
68	道笑町通り線	3	現 地	しない	
69	長砂町集会所	12	現 地	しない	
70	勝田橋	3	現 地	しない	
71	昭和橋	3	現 地	しない	
合 計		374			

8. 除雪機械配備計画

機械の種類	市所有台数	民間借上台数	合計
グレーダー		9台	9台
除雪トラック(2t～10t)	2台	42台	44台
タイヤショベル(3t～11t)		45台	45台
小型バックホウ		適宜	適宜
歩道用除雪機	11台		11台
凍結防止剤散布機	1台	3台	4台

9. 除雪資機材等の購入補助

自主防災組織の育成補助金として、必要な防災資機材等の購入に要する額の1/2に相当する額で5万円を上限として、年に1回の補助を行います。

※除雪に係る購入補助対象資機材

雪かきスコップ、スノーダンプ、除雪機や燃料等。

〈お問い合わせ先〉

防災安全課 23-5328

10. 住民協力を得るための広報活動

近年、高齢者の増加や核家族化、市民ニーズの多様化により道路の除雪に関する要望が増加する反面、公共事業の減少で、除雪を請け負う建設業者や建設機械（除雪機械）、オペレーターの確保が難しくなるなど、行政としての除雪体制に限界が生じている。

このため、行政と住民一人ひとりが一体となり、共に手を取って除雪を行う、「自助・共助・公助」の取り組みが重要である。

そこで、市政広報誌による広報を通じて、市民に対し、降雪期前の除雪に対する以下の注意事項を広く啓発する。

また、市のホームページを活用し、降雪期前の啓発及び冬期間の情報提供を広く行う。

＜市民のみなさまへ除雪に関するお願い＞

米子市では、冬期の円滑な交通を確保するため、令和元年12月1日から令和2年3月31日までの間、市道の除雪を行います。そこで、作業を効率的に行うために次のような点について、皆様のご協力が必要です。

① 絶対に路上駐車はしない

路上駐車は除雪作業効率の低下を招くうえ、車に傷をつける恐れがあります。このため、作業を中止せざるを得ない場合があります。

② すすんでとりくもう 生活道路や歩道の雪かき

除雪路線以外の生活道路や歩道の除雪については皆様のご協力をお願いします。

③ 玄関先や車庫前などの除雪

除雪を実施した際に、各家庭の玄関先や車庫前などに除雪した雪が堆積することがありますが、皆様のご協力をお願いします。

④ 道路に雪をださないで

車道部への雪の投げ捨ては、交通事故や通行の障害となり大変危険です。

⑤ 公共交通機関の利用を

マイカーの利用を控え、渋滞の緩和にご協力ください。

全ての市道及び生活道路を除雪することは非常に困難であり、大雪という全市的な災害は、市民の皆さまとの協働が必要です。厳しい冬を乗り切るためにも、市民のみなさん一人一人のご理解とご協力をお願いいたします。